

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第11号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用） 第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第2条、第4条、第6条から第8条まで、第10条（第4項ただし書を除く。）、第15条、第16条第1項、第3項及び第4項、第40条第8号、第41条第1項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用） 第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第2条、第4条、第6条、 <u>第7条</u> 、第10条（第4項ただし書を除く。）、第15条、第16条第1項、第3項及び第4項、第40条第8号、第41条第1項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える	読み替えら	読み替える	読み替える	読み替えら	読み替える
児童福祉施設	れる字句	字句	児童福祉施設	れる字句	字句
設備及び運営の基準に関する規則の規定			設備及び運営の基準に関する規則の規定		
（略）			（略）		
第7条	（略）		第7条	（略）	
第8条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に			

		規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に對し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第10条第1項	(略)	
(略)		
第16条第3項	援助に關し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の <u>実施</u> に係る	(略)

第10条第1項	(略)	
(略)		
第16条第3項	援助に關し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の <u>提供</u> 若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措	(略)

(略)		
第40条第8号ウ	施設又は設備	(略)
(略)		
第45条	保育所の長	園長
	(略)	
2 (略)		

	置に係る	
(略)		
第40条第8号ウ	施設及び設備	(略)
(略)		
第45条	保育所の長	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長</u>
	(略)	
2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。